

## 酒々井町花いっぱい運動花苗等交付要綱

平成26年12月26日  
告示第92号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民主体の沿道等の花いっぱい運動を全町的な運動として定着させ、酒々井町が花で囲まれ、住む人、訪れる人に憩いと安らぎを与える心豊かで美しいまちづくりを推進するため、沿道等で花づくりを実施する団体に対し、花苗等を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 自主的かつ継続的に町内を拠点に活動を行う3人以上で組織する団体をいう。
- (2) プランター等 プランターその他植木鉢類をいう。
- (3) 花壇等 花壇その他の草花を植栽するために整備された土地で、往来する人が自由に観賞できるものをいう。
- (4) 植栽マス 街路樹の植栽用に歩道上にある植栽マスをいう。

(交付対象団体)

第3条 花苗等の交付の対象となる団体は、町内において沿道等多くの人々の目につく場所に花等の植栽を継続して行っている、又は行おうとする団体とする。

(交付事業等)

第4条 花苗等の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てを満たす花づくりとする。

- (1) 実施場所が、沿道、歩道、駅前、多くの人々の目につく場所又は青年館・自治会館等の高い公共性が認められる場所であること。
- (2) 実施場所の土地の所有者又は管理者が承諾する用地であること。
- (3) 花等の植栽規模が、次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 沿道等におおむね30メートル以上連続して沿うものであること。
  - イ 花壇等にあつては10平方メートル以上であること。
  - ウ 植栽マスにあつては10箇所以上連続しているものであること。
  - エ ア、イ及びウを合わせておおむね同程度の規模と認められるものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が認めるもの

(交付物及び交付回数)

第5条 交付する花苗等の種類及び交付数量は、別に定めるものとする。

2 交付回数は、年度を通じて2回までとする。ただし、予算の範囲内で交付する。

(交付場所)

第6条 交付場所は、酒々井町役場又は別に定める場所とする。

(交付申請及び交付期間)

第7条 交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、酒々井町花いっぱい運動花苗等交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）

- (2) 位置図及び配置図（別紙2）
- (3) 団体の規約等（規約等がある場合）
- (4) 団体構成員の名簿（別紙3）

2 交付申請書受付期間及び交付期間は、酒々井町広報紙又は回覧等で周知するものとする。  
（交付の決定）

第8条 町長は、提出された交付申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、花苗等の交付を決定する。

2 町長は、花苗等の交付を決定した場合は、酒々井町花いっぱい運動花苗等交付決定通知書（別記第2号様式）により申請団体に通知する。

（実績報告）

第9条 交付を受けた団体は、植栽を完了した場合は、速やかに酒々井町花いっぱい運動花苗等植栽完了報告書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（管理）

第10条 交付を受けた団体は、植栽等を実施した場所を適正に管理しなければならない。

（返還）

第11条 町長は、交付物を申請内容と違う場所等で使用した申請団体に対して、酒々井町花いっぱい運動返還命令書（別記第4号様式）により、使用した交付物の購入に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（見直し）

2 町長は、この告示の施行後5年以内に、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて継続の可否の決定及び必要な見直しを行うものとする。

別記

第1号様式（第7条）

年 月 日

（あて先）酒々井町長

団体名

住所（所在地）

代表者氏名

㊟

電話

### 酒々井町花いっぱい運動花苗等交付申請書

年度において、酒々井町花いっぱい運動花苗等交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、実施場所の土地の所有者又は管理者の承諾を得て実施することを確約します。

1 交付花苗等名称

2 交付花苗等希望数量

株（球）

3 添付書類

- （1）事業計画書（別紙1）
- （2）位置図及び配置図（別紙2）
- （3）団体の規約等（規約等がある場合）
- （4）団体構成員の名簿（別紙3）
- （5）その他町長が指示するもの

## 事業計画書

団体名		
団体代表者	住所（所在地） 酒々井町 氏名	
実施場所	酒々井町 番地（地先）	
事業内容	実施場所の所有者又は管理者	住所 氏名
	事業の概要	延長 約 m プランター等 基 花壇等 箇所 約 m <sup>2</sup> 植栽マス 箇所
	実施予定時期	第 回目 年 月 日頃

位置図及び配置図

位置図

配置図

※任意の地図等でも構いません。

別紙 3

団体構成員の名簿

番号	氏名	住所	役職
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※任意の名簿でも構いません。

第2号様式（第8条）

第 号  
年 月 日

様

酒々井町長

酒々井町花いっぱい運動花苗等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった花苗等の交付については、酒々井町花いっぱい運動花苗等交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付花苗等名称
- 2 交付花苗等数量 株（球）
- 3 交付予定日 年 月 日
- 4 交付場所

第3号様式（第9条）

年 月 日

（あて先）酒々井町長

団体名

住所（所在地）

代表者氏名

④

電話

酒々井町花いっぱい運動花苗等植栽完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった酒々井町花いっぱい運動花苗等植栽が完了したので、酒々井町花いっぱい運動花苗等交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 植栽年月日 年 月 日

2 植栽場所

3 活動人数

4 添付資料

（1）植栽作業中の写真

（2）植栽事業完了後の写真



第4号様式（第11条）

年 月 日

様

酒々井町長

酒々井町花いっぱい運動返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した花苗等交付について、酒々井町花いっぱい運動花苗等交付要綱第11条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1 理由

2 金額 円

3 返還方法 下記の振り込み期限までに、納付書に記載された金額を指定口座に振り込むこと。

4 振込期限 年 月 日